# 平成 12 年国勢調査の概要

#### 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の 実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政 施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国 の最も基本的な統計調査である。調査は大正9年以 来ほぼ5年ごとに行われており、平成12年国勢調査 はその17回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの 大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、 今回の平成12年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査(大正9年、昭和5年、昭和15年)の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査(大正14年、昭和10年)の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査(昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年)の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査(昭和30年、40年、50年、60年、平成7年)の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

#### 調査の時期

平成 12 年国勢調査は、平成 12 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。) 現在によって行われた。

### 調査の法的根拠

平成 12 年国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- ・国勢調査令(昭和55年政令第98号)
- ・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府 令(昭和59年総理府令第24号)

#### 調査の地域

平成12年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

#### 調査の対象

平成12年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している人について行った。ここで「常住している人」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時現在いた場所に「常住している人」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ次に述べる 場所に「常住している人」とみなしてその場所で調 査した。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、 又は入所している者はその入院先、それ以外の者 は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自 空
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内 の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地 方総監部(基地隊に配属されている船舶について は、その基地隊本部)の所在する場所 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに 少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、 少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべ て調査の対象としたが、次の人は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随 員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

#### 調査事項

平成 12 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を16項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を6項目、合計22項目について調査した。

世帯員に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続き柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在住居における居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 就業時間
- (12) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (13) 仕事の種類
- (14) 従業上の地位
- (15) 従業地又は通学地
- (16) 従業地又は通学地までの利用交通手段

### 世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 家計の収入の種類
- (4) 住居の種類
- (5) 住宅の床面積
- (6) 住宅の建て方

#### 調査の方法

平成 12 年国勢調査は、総務庁(統計局・統計センター) - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成12年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、その数は約94万である。

なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な 単位区域として設定されている基本単位区を基に構 成されている。

調査は、総務庁長官により任命された約83万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、取集する方法により行った。また、調査票への記入は、原則として世帯が行った。

### 集計及び結果の公表

集計は、総務省(平成13年1月5日以前は総務庁) 統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局 が結果原表を閲覧に供する方法等により行う。また、 主要な結果を収録した報告書を公表から約1か月後 に刊行する。

- 1 速報集計
- (1) 要計表による人口集計

都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて、全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数を集計するもので、集計結果は、平成12年12月22日に公表されるとともに、同日付けの官報に公示(総務庁告示第183号)された。

(2) 抽出速報集計

全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の約100分の1の調査票を抽出し、主要な事項について集計するもので、集計結果は、平成13年6月に公表された。

### 2 基本集計

全数による基本的な集計を第1次~第3次の3段階に分けて行う。

(1) 第1次基本集計

人口及び世帯数の確定結果並びに人口、世帯、

住居、高齢世帯、外国人等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成13年10月17日に公表されるとともに、人口及び世帯数(確定数)については同日付の官報に公示(総務省告示第651号)された。

#### (2) 第2次基本集計

人口の労働力状態、就業者の産業(大分類)別構成及び教育並びに夫婦と子供のいる世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成14年1月に公表された。

#### (3) 第3次基本集計

就業者の職業(大分類)別構成、母子世帯、父子 世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計す るもので、平成15年3月頃公表予定である。

#### 3 抽出詳細集計

市区町村の人口に応じ市区町村別に約2分の1から10分の1の世帯の調査票を抽出し、これを用いて、産業・職業の詳細な分類(小分類)に基づく就業者の経済的構成等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成16年6月頃公表予定である。

#### 4 従業地・通学地集計

従業地・通学地による人口の構成や常住地の市区 町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの事 項を、第1次・第2次基本集計、第3次基本集計及 び抽出詳細集計に対応する3段階に分けて集計する。

### (1) 従業地・通学地集計

(第1次・第2次基本集計に対応)

第2次基本集計完了後、全数により、従業地・ 通学地による人口の構成及び就業者の産業(大分 類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計 するもので、平成14年3月頃公表予定である。

### (2) 従業地・通学地集計

(第3次基本集計に対応)

第3次基本集計完了後、全数により、従業地による就業者の職業(大分類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成15年5月頃公表予定である。

### (3) 従業地・通学地集計

(抽出詳細集計に対応)

抽出詳細集計完了後、抽出詳細集計に用いた調査票により、従業地による就業者の産業・職業(中分類)別構成に関する事項を人口10万人以上の市段階まで集計するもので、平成16年7月頃公表予定である。

#### 5 人口移動集計

人口の転出入状況や5年前の常住地の市区町村 と現住地の市区町村との関係などの事項を、第1次・ 第2次基本集計及び第3次基本集計に対応する2 段階に分けて集計する。

### (1) 人口移動集計

(第1次・第2次基本集計に対応)

第2次基本集計完了後、全数により、人口の転出入状況に関する事項及び移動人口の労働力状態、産業(大分類)別構成及び教育に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成14年4月頃公表予定である。

### (2) 人口移動集計

(第3次基本集計に対応)

第3次基本集計完了後、全数により、移動人口の職業(大分類)別構成に関する事項を人口20万人以上の市段階まで集計するもので、平成15年6月頃公表予定である。

### 6 小地域集計

全市区町村について、全数により、第1次基本集計、第2次基本集計、第3次基本集計、従業地・通学地集計及び人口移動集計に係る集計事項のうち、基本的な事項を基本単位区(基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区)別又は町丁・字等別に集計するもので、それぞれ該当する基本集計等の公表後、速やかに公表する予定である。

# 用語の解説

### 人口

国勢調査における人口は、調査年の10月1日午前 零時現在において、調査の地域内に常住している人 を調査した「常住人口」である。

「常住している人」については、【平成12年国勢調査の概要】の「調査の対象」を参照ください。

# 年 齢

調査日前日による満年齢である。なお、10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

## 配偶関係

届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未 婚 - まだ結婚したことのない人

有配偶 - 妻又は夫のある人

死 別 - 妻又は夫と死別して独身の人

離 別 - 妻又は夫と離別して独身の人

### 世帯の種類

世帯は次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

- 一般世帯とは次のものをいう。
- 1 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一 戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の 住み込みの雇い人については、人数に関係なく雇 主の世帯に含めた。

- 2 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- 3 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身 寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人とする。

(1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 - 学校の寮・寄宿舎

で起居を共にし、通学している学生・生徒の集 まり

- (2) 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、 既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) **自衛隊営舎内居住者** 自衛隊の営舎内又は 艦船内の居住者の集まり
- (5) **矯正施設の入所者** 刑務所及び拘置所の被 収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の 集まり
- (6) **その他** 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

### 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。養子、養父母なども、 子、父母と同様にみなして親族とした。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、 住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断 によっている。

# 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、 次のとおり区分した分類をいう。

- A 親族世帯 二人以上の世帯員から成る世帯の うち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯 なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの 従業員、家事手伝いなど)がいる場合もここに含 まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合に は、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込み の家事手伝いから成る世帯も含まれている。
- B **非親族世帯** 二人以上の世帯員から成る世帯 のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- C 単独世帯 世帯人員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原 則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員 との関係によって、次のとおり区分した。

#### 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯 7 ひとり親と子供
- (4) 女親と子供から成る世帯 」 から成る世帯

その他の親族世帯

### 母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

**父子世帯**とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

# 3世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主(又は世帯主の配偶者)の父母、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。従って4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、中間の世代がいない場合も含まれる。一方、傍系の3世代世帯は含まれない。

### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。 住宅 - 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。 住宅以外 - 寄宿舎・寮など生計を共にしない単 身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学 校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない 建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られ た住居などもこれに含まれる。

### 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の 関係を次のとおり区分した。

主世帯 - 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

**持ち家** - 居住する住宅がその世帯の所有である 場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、 分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない 場合も含まれる。

公営の借家 - その世帯の借りている住宅が都道 府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートで あって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家 - その世帯の借りている住宅 が都市基盤整備公団又は都道府県・市区町村の住宅 供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やア パートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには雇用・能力開発機構の雇用促進住 宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

民営の借家 - その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

**給与住宅** - 勤務先の会社・官公庁・団体などの 所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の 一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、 また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住 宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り - 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

# 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、 次のとおり区分した。

**一戸建** - 1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅 であればここに含まれる。

**長屋建** - 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。 **共同住宅** - 一棟の中に二つ以上の住宅があるも ので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以 上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅 がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

**その他** - 上記以外で、例えば工場や事務所などの一部に住宅がある場合

上の区分のうち共同住宅については、その建物の 階数により「1・2階建」、「3~5階建」、「6~10 階建」、「11階建以上」に4区分している。

# 延べ面積

各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積に含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積に含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては、1坪 を3.3 ㎡に換算した。

### 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般 世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の 夫婦1組のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの) をいう。

### 国籍

「日本」のほか、以下のように10区分に分けている。 10区分 - 「朝鮮、韓国」、「中国」、「フィリピン」、 「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南ア ジア」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペ ルー」、「その他」

# 労働力状態

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

労働力人口 - 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 - 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤め先のある人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

**主に仕事** - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

**家事のほか仕事** - 主に家事などをしていて、 そのほかに少しでも仕事をした場合

**通学のかたわら仕事** - 主に通学していて、 そのかたわら少しでも仕事をした場合

休業者 - 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

**家事** - 自分の家で主に炊事や育児などの家事を していた場合

通学 - 主に通学していた場合

その他 - 上のどの区分にも当てはまらない場合 (高齢者など)

なお、上の区分でいう通学には、小学校・中学校・

高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院の ほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に 通っている場合も含まれる。

また、本文で用いている労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことをいう。

# 産業

就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、 その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類に よった。

平成 12 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準 産業分類(平成 5 年 10 月改訂)を基に、これを国勢調 査に適合するよう集約して編成したもので、大分類が 14 項目、中分類が 77 項目、小分類が 223 項目となっ ている。

なお、本文中の「産業(3部門)」の区分は、大分類 を次のように集約したものである。

第1次産業 - A 農業、B 林業、C 漁業

第2次産業 - D 鉱業、E 建設業、F 製造業

第3次産業 - G 電気・ガス・熱供給・水道業

- H 運輸·通信業
- I 卸売·小売業、飲食店
- 」 金融・保険業
- K 不動産業
- L サービス業
- M 公務(他に分類されないもの)

# 教育

### 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区 分した。

**卒業者** - 学校を卒業して、在学していない人 **在学者** - 在学中の人

未就学者 - 在学したことのない人又は小学校を 中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、 短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、 養護学校など学校教育法第1条にいう学校(幼稚園を除く。)及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、 職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、 ここでいう学校には含まれない。

### 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つに区分した。

#### 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つに、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「その他」の三つに区分した。

## 居住期間

現在の場所に住んでいる期間によって、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分した。

### 就業時間

就業者について、調査週間中にどのくらいの時間仕事をしたかによって、「休業者」、「1~4時間」、「5~9」、「10~14」、「15~29」、「30~34」、「35~39」、「40~48」、「49~59」、「60時間以上」の10区分に区分した。

### 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業 所における地位によって、次のとおり区分した。

**雇用者** - 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店 の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている 人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人 や官公庁に雇用されている人で、以下にいう「役員」 でない人

**常雇** - 期間を定めずに又は1年を超える期間を 定めて雇われている人

臨時雇 - 日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

**役員** - 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

**雇人のある業主** - 個人経営の商店主・工場主・農業 主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる 人

**雇人のない業主** - 個人経営の商店主・工場主・農業 主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦など で、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 - 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 - 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

### 家計の収入の種類

世帯を、世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類により、次のとおり区分した。

- 1 **賃金・給料が主な世帯** 主な収入が、会社・団体・ 官公庁・個人商店などに雇われている人の勤め先か ら得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世 帯
- (1) 賃金・給料のみの世帯 収入が賃金・給料のみの世帯
- (2) その他 主な収入が賃金・給料で、その他の収入もある世帯
- 2 **農業収入が主な世帯** 主な収入が、個人経営の 農業(農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など) から得られる収入である世帯
- (3) 農業収入のみの世帯 収入が農業収入のみの世帯
- (4) その他 主な収入が農業収入で、その他の収入もある世帯
- 3 **農業収入以外の事業収入が主な世帯** 主な収入 が、個人商店などのように農業以外の個人経営の 事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、 文筆家などの収入である世帯
- (5) 農業収入以外の事業収入のみの世帯 収入 が農業収入以外の事業収入のみの世帯
- (6) その他 主な収入が農業収入以外の事業収入で、その他の収入もある世帯
- 4 内職収入が主な世帯 主な収入が、内職(家庭 内で行う賃仕事)から得ている収入である世帯

- 5 **恩給・年金が主な世帯** 主な収入が、恩給・退職 年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの収入であ る世帯
- (7) 恩給・年金のみの世帯 収入が恩給・年金のみの世帯
- (8) その他 主な収入が恩給・年金で、その他の収入もある世帯
- 6 **仕送りが主な世帯** 主な収入が、別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯
- 7 **その他の収入が主な世帯** 主な収入が、上記以外で、例えば、家賃・地代、利子・配当、雇用保険、 生活保護、土地売却代金、退職金などの収入や、 預貯金の引出しなどである世帯

### 面積

国土交通省国土地理院『平成12年全国都道府県市区町村別面積調』による。ただし、緑・名東区に境界未定があるため、この2区は『平成3年同面積調』によった。さらに名東区については、平成7年12月の区界変更に伴う異動面積を減殺した。なお、全市は各区の面積を合計したものである。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局におい て測定したものである。

### 人口集中地区

人口集中地区は以下の3点を条件として設定した。

- 1 基本単位区を基礎単位地域とする
- 2 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区(原 則として人口密度 4,000 人/k ㎡以上)が隣接している 3 それらの地域の人口が平成 12 年国勢調査時に 5,000 人以上を有する

### 【注意】

- 1 統計表中の内訳数値は表章単位未満を四捨五入しているため、その合計は総数と必ずしも一致しない。
- 2 統計表中の記号は以下のとおりである。
  - (1)「0.0」 単位未満
  - (2) 「-」 該当数値のないもの
  - (3)「...」 不詳